

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

1 改正理由

平成 30 年度機構・定員査定結果並びにサイバーセキュリティ統括官及び政策立案総括審議官設置等に係る総務省組織令（平成 12 年政令第 246 条）の一部を改正する政令の制定を踏まえ、総務省組織規則（平成 13 年総務省令第 1 号）の一部を改正する。

2 主な改正内容

局 名	改正内容及び理由	改正条文
行政管理局	<ul style="list-style-type: none"> 電子政府特別研究官（1）の振替新設 調査官（1）の振替廃止 （理由） 電子政府推進に係る専門的分析・企画立案支援の強化のため、調査官 1 名を振替廃止し、高度専門スタッフ職である電子政府特別研究官を振替新設するもの。	第17条
国際戦略局	<ul style="list-style-type: none"> 削除（第40条へ移動） （理由） 現在、改正中の総務省組織令において、国際戦略局に総務課が設置されるため、現行同組織令において、国際戦略局の筆頭課となっている国際政策課の建制順が繰り下がるため、同課に置かれる省令職を定める条項もそれに伴い繰り下げするもの。	第36条及び第40条
総務省組織令の一部を改正する政令（案）（抄）		
	改正後	改正前
	（国際戦略局に置く課） 第六十七条 国際戦略局に、次の七課を置く。 総務課 技術政策課 通信規格課 宇宙通信政策課 国際政策課 国際経済課 国際協力課	（国際戦略局に置く課等） 第六十七条 国際戦略局に、次の六課及び参事官一人を置く。 国際政策課 技術政策課 通信規格課 宇宙通信政策課 国際経済課 国際協力課
	第三十六条 削除	（企画官及び国際広報官） 第三十六条 国際政策課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。 2～3 （略）
	（企画官及び国際広報官） 第四十条 国際政策課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。 2～3 （略）	第四十条 削除

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際共同研究企画官の廃止 (理由) サイバーセキュリティ統括官を助ける参事官の振替新設に伴い振替廃止するもの。 	第37条
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際戦略企画官の廃止 (理由) サイバーセキュリティ統括官を助ける参事官の振替新設に伴い振替廃止するもの。 	第43条

上記のほか、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成 30 年 7 月 20 日